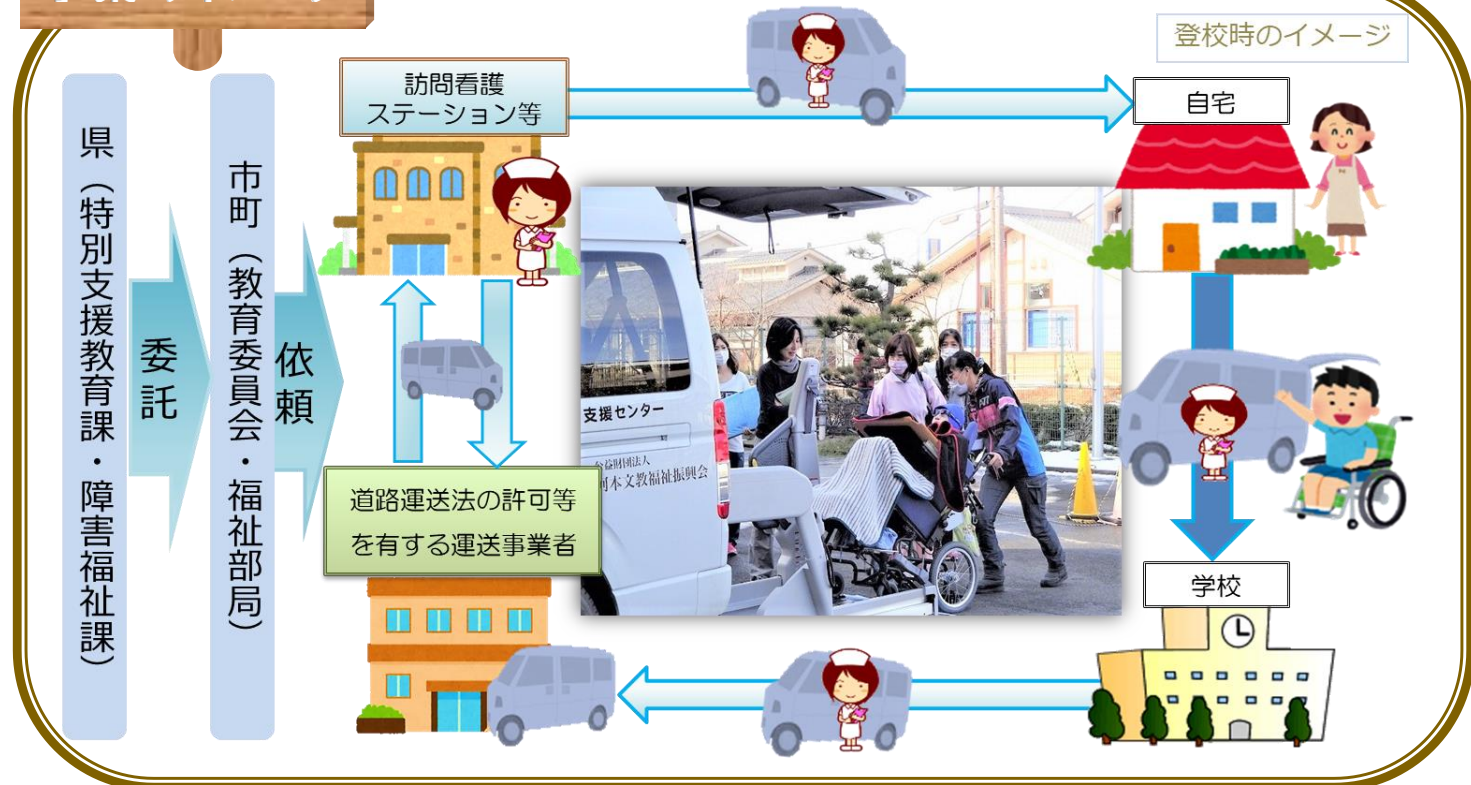


医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業

令和2年度より、**医療的ケアを必要とするお子さんの送迎による保護者の負担を軽減する事業を始めます。**

事業のイメージ



対象

通学途上に医療的ケアを必要とするため、スクールバスに乗車できない県立特別支援学校に通うお子さんを対象とします。

回数

自宅と学校間の片道を1回とし、1人あたり年間10回の送迎を実施します。

費用

この事業に関わる保護者の費用負担はありません。



※ 事業実施に向けた手続き等の詳細については、事業実施の準備が整った地域から順に保護者向けの説明を行う予定です。詳細は、在籍校を通じてお知らせします。



滋賀県教育委員会事務局 特別支援教育課
滋賀県健康医療福祉部 障害福祉課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 ☎077-528-4643

